

医療法人の倒産処理

村上 寛

Hiroshi Murakami

PROFILEはこちら

第1 はじめに

高齢者人口の増加に伴い国民医療費が年々増大しているが、国及び地方自治体の財政難という状況で診療報酬が大幅に増額されることは期待できず、地方における過疎化、医師不足も相まって病院経営は非常に厳しい環境に置かれている。帝国データバンクの資料によれば、平成29年の医療機関の倒産は25件(内訳:病院2件、診療所13件、歯科医院10件)、負債総額は161億5000万円となっている。

本ニュースレターでは、医療法人の倒産処理に関して注意すべき事項について説明する。

第2 医療法人について

1 医療法人の種類

医療法人とは、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団である(医療法39条)。平成19年4月1日以前は、医療法人社団について、社員が出資持分を有する医療法人(持分あり医療法人・出資額限度医療法人)を設立することができたが、平成19年4月1日以降、医療法人を新規に設立する場合、社員が出資持分を有しない医療法人社団又は医療法人財団しか設立できなくなっている。

医療法人のうち、①財団又は持分の定めのない社団の医療法人(基金拋出型医療法人社団)であって、②その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ③公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けたものは、特定医療法人として、租税特別措置法に基づき、法人税において19%(通常は23.2%)の軽減税率が適用される。

なお、医療法人の業務は、本来業務と呼ばれる病院などの経営に関する業務及び付帯業務と呼ばれる介護事業などに限られるが、医療法42条の2に基づき都道府県知事の認定を

受けた場合、社会医療法人として収益業務を行うことができ、これらの業務から得られる収益を、病院などの本来事業へ充てることができる。

2 医療法人の組織

医療法人社団は、構成員である社員のほか、医療法及び定款の定めにより、社員総会、理事、理事会及び監事が置かれる。なお、株式会社とは違い、社員が必ずしも出資持分を有するものではなく、上記のとおり、社員が出資持分を持たない医療法人社団も存在する。

医療法人財団は、個人又は法人が無償で寄附する財産に基づいて設立される医療法人であり、医療法及び寄附行為の定めにより、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事が置かれる。

3 医療法人に対する規制

医療法は、営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設することを認めておらず(医療法7条)、この観点から、以下のとおり医療法人に対する規制を定めている。

① 剰余金配当の禁止(医療法54条)

医療法人は、剰余金の配当が禁止されており、再建型倒産処理におけるスキーム検討にあたっては、医療法人からのキャッシュアウトが実質的に剰余金の配当であると評価される可能性を排除する必要がある。

② 理事長の資格要件(医療法46条の6)

医療法人の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出すること

ができる。

③ 附帯業務の制限(医療法42条)

医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない場合に限り、介護保険業務その他医療法42条記載の業務のみを行うことができる。

第3 医療法人の倒産手続

医療法人の法的再建手続としては、民事再生及び特定調停、任意整理では、事業再生ADR及び企業再生支援協議会等を利用した手続があり、法的清算手続としては破産がある。手続の選択においては、医療法人の特殊性から生じる課題などを検討しておく必要がある。本NLにおいては、医療法人の再建及び清算においてよく利用される民事再生及び破産に関する注意点について言及する。

第4 民事再生

1 スポンサーとして関与する場合の注意点

医療法人の民事再生については、理事等の経営責任や資金繰りのための信用補完という観点から、スポンサーが資金援助をする案件が多いが、スポンサーとして出資する場合、医療法人の特殊性を理解してスキームを策定する必要がある。なお、民事再生法においては、社団法人及び財団法人の社員・持分等の変更に関する定めがないので、医療法及び定款・寄附行為に基づきこれらの変更を行わなければならない。

2 株式会社等の経営関与禁止

平成3年1月17日指第2号東京弁護士会会長宛 厚生労働省健康政策局 指導課長回答によれば、営利を目的とする旧商法上の会社は、出資又は寄附によって医療法人に財産を提供する行為は可能であるが、それに伴って社員として社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないとされている。

3 営利法人がスポンサーとなる場合のスキーム

営利法人がスポンサーとなる場合、上記のとおり医療法人は剰余金の配当が禁止されており、社員ないし役員としての経営参画も禁止されているので、①営利法人から医療法人に対して貸付する、②医療法人の医療施設を購入し、当該施設を医療法人にリースバックする、③MS(Medical Service)法人を設立し、MS法人との間で医療法人運営に必要な物品の取引を行うというスキームを採用することが多い。

しかしながら、この場合においても、医療法人との取引が実質的な剰余金の配当であると評価されないように注意したうえで、MS法人においても医療法人との役職員の兼務に関する規制を遵守する必要がある(平成24年3月30日厚生労働省医政局通達「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」)

4 医療法人の合併・分割(医療法57条から62条の3)

医療法人がスポンサーとなる場合、医療法に基づく合併・分割手続を利用することができる。これらの手続は、医療法人事業の全部又は一部に関する権利義務(病院開設の許可、公租公課の賦課等当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する場合に有用である。

第5 破産

1 入院患者対応

破産医療法人の運営する病院に入院患者がいる場合、医療行為を継続することは極めて困難となることから、破産申立ての際には、入院患者の引受先選定その他入院に対する対応が必要になる。債権者が破産を申し立てた場合、入院患者に万が一の事態が発生したときには、債権者が社会的な非難を受けることもありうるので、申立ての際には慎重な検討が必要である。

2 診療報酬

資金繰りに窮した医療法人においては、これまで発生している診療報酬債権(2~3か月分)についてファクタリング取引その他担保設定を行なっていることが通常である。再建型手続の場合、これらの債権について担保設定されていることを前提として資金繰りを検討する必要があるが、破産手続の債権回収においても、ファクタリング業者との契約内容が適正かどうか等を検討する必要がある。

3 診療録(カルテ)の取り扱い

医療法人の破産管財人は、患者から診療録の開示・謄写を求められることがある。平成15年9月12日厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針」によれば、診療録の開示については医療機関の管理者が担当医師等の意見を聞いたうえで開示の可否を決定するとされている。破産開始決定後、担当医師は退職ないし解雇されているので破産管財人は「意見」を聞くことができないのが通常であるので、破産管財人としては、診療録の開示・謄写を拒否する方向で対応せざるを得ない。

診療録の保管(医師法24条2項)については、病院が廃止された場合に管理者がいるときは当該管理者が保存するとされているので(昭和47年8月1日厚生省医務局長通達)、破産開始決定後に病院が廃止された場合、破産管財人が保存義務を負う。

4 病院の譲渡

医療法人が破産した場合、外部の医師又は医療法人が、破産医療法人が運営していた病院の引き継ぎを希望することがある。

この場合、診療録を引き継ぐときには、個人情報保護法の観点から事業譲渡等による事業承継が必要であり(個人情報保護法23条5項2号参照)、病院廃止届を出さなければ他の医師又は医療法人が同一場所で新たに病院を開設できないので、廃止届を適時に提出する必要がある。病院開設許可は医師個人でも取得可能であり、外形的に医療法人が運営主体となっている場合であっても、当該医療法人の理事である医師が開設者となっていることがあるので、事業承継の際にはこの点を確認すべきである。

また、病床のある病院を譲渡する場合、医療法に基づく病床設置許可は譲渡できないので、他の医師又は医療法人が病院施設を譲り受けた場合、基準病床制度(医療法7条の2)による規制により、譲受人に対して病床設置許可が出ない可能性がある。医療施設として利用できない場合、病院施設(建物)の取り壊し費用を前提としたうえで譲渡価格が設定されること等により、不動産の譲渡価格も著しく下がるがあるので、行政との間で、病院譲渡後に病床設置許可が取得できるのかどうかを事前に確認しておく必要がある。